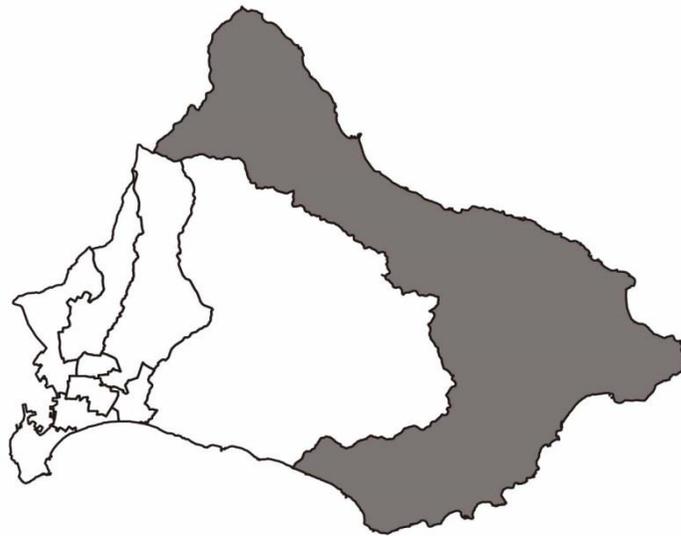


高齢者あんしん相談窓口

函館市地域包括支援センター 社協

平成28年度活動計画

東部圏域



— 目 次 —

1. 圏域の特徴と課題	…	p.1
2. 現状分析と活動計画		
＜介護予防事業＞		
1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	…	p.2
＜包括的支援事業＞		
1. 総合相談支援業務	…	p.3～p.4
2. 権利擁護業務	…	p.5～p.6
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	…	p.7
4. 介護予防ケアマネジメント業務	…	p.8
5. 地域ケア会議推進事業	…	p.9
＜任意事業＞		
1. 家族介護支援事業	…	p.10
2. 住宅改修支援事業	…	p.11

圏域の特徴と課題

東部

1. 人口の推移と年齢構成

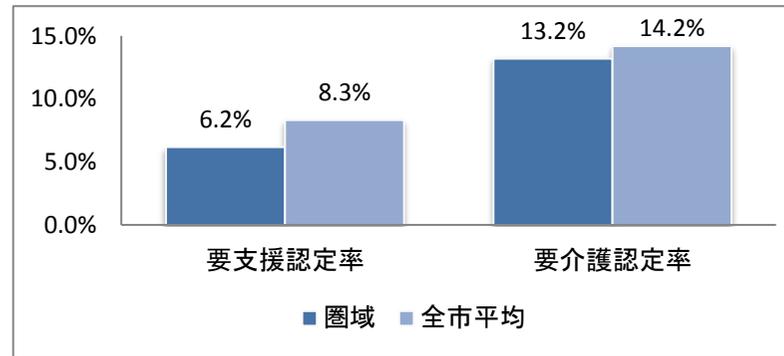
	(人)					H28.3末	
	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	割合(%)	全市(%)
年少人口	1,257	1,156	1,077	986	901	7.2%	10.3%
生産年齢人口	7,880	7,614	7,248	6,850	6,450	51.7%	57.3%
高齢人口	4,951	4,955	5,013	5,087	5,119	41.1%	32.5%
(再掲)65～74歳	2,220	2,173	2,233	2,296	2,304	18.5%	16.4%
(再掲)75歳以上	2,731	2,782	2,780	2,791	2,815	22.6%	16.1%

2. 世帯構成

	H28.3末		
	世帯数(件)	割合(%)	全市(%)
高齢者単身世帯	1,553	25.9%	22.6%
高齢者複数世帯	953	15.9%	12.1%
その他	3,499	58.3%	65.3%

3. 要支援認定の状況

	H28.3末		
	H27.3	H28.3	全市
要支援認定者(人)	290	316	7,219
要支援認定率(%)	5.7%	6.2%	8.3%
給付実績(人)			
給付率(%)			



4. 介護保険サービス事業所数

	H28.3末
居宅介護支援事業所	3
小規模多機能型居宅介護	3

5. 圏域の課題

東部圏域は平成16年の市町村合併以降も人口が逡減しており、平成28年3月までに圏域内人口は約4,600名以上減少し12,470人となっている。特に年少人口と生産者人口の減少が著しいにもかかわらず、高齢者人口はこの間約5,000人ほど推移し大きな変動は無く、合併時に28%台だった高齢化率は、現在40%を超えている。

同期間内の世帯数については、人口減に比べ総じて低率で減少しており、特に南茅部地区では人口が1,700人以上減少したにも関わらず、約60世帯増えていることから、核家族化も進行していると考えられる。また、東部圏域は今後も人口減少と少子高齢化が急速に進行し、高齢化率の推計では平成37年に高齢化率が50%を超える見込みである。

このため、現在の地域の強みの一つである、親戚や家族が近所に多く居住し地域のつながりも強いという特性が、独居世帯や高齢者世帯の急速な増加に起因して失われることで、家族介護力の低下や地域活動への支障が予測される。

介護予防事業

1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第1号

【目的】健康づくりに関する活動の体験や知識の普及を通して、地域の高齢者の介護予防に対する意識を高めることにより、自立した生活の継続と社会参加の促進を図ることを目的とする。

【重点事項】健康づくり教室が終了しても、地域の高齢者が介護予防に関する活動を継続できるよう支援する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		目標	具体策	評価指標
健康づくり教室 (新規・継続・自主)	<p><課題></p> <p>①新規参加者が集まりにくい</p> <p>②自主グループ化につながりにくい地域がある。</p> <p><背景></p> <p>①地域活動に参加しない閉じこもりがちの高齢者に教室開催に関する情報が伝わりにくい。また、交通の便が悪く、国道に沿って带状に集落が点在しているため、交通手段を確保しなければ参加が難しい地域が多い。</p> <p>②高齢化率の非常に高い会場では、リーダーの担い手が見つからず、自主グループ化につながりにくい。</p>	<p>①教室の周知を図るとともに、無理なく参加できる交通手段を確保し新規参加者増につなげる</p> <p>②最終的に自主グループ化につなげる事ができるよう、参加者の意識付けを図る。</p>	<p>①教室を開催する地域の社協支所に協力を依頼し、送迎を希望する参加者の対応をおこなうことで、参加者の利便性を図る。</p> <p>②教室を開催する中で、リーダーを担える参加者を把握し声かけや意識付けをおこなうとともに、地域のボランティア団体等にも自主教室となった際の運営の協力を依頼する。</p> <p>③今年度継続開催となる柏野町については、次年度に向け自主教室に繋がるよう支援体制を強化する。</p> <p>④次年度の新規健康づくり教室開催にあたり、東部保健事務所の事業と連携を図り効果的に開催できるように調整する。</p> <p>○健康づくり教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規 瀬田来町(12回開催) ・継続 川汲町(12回開催)、柏野町(12回開催) ・自主 浜町、中浜町、日ノ浜町 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数(新規・継続) ・自主グループ支援回数 ・参加者数(実・延) ・参加者の行動変容 ・継続活動の状況
住民への 介護予防に関する 広報・啓発活動	<p><課題></p> <p>①介護予防に関する情報に関心が低い</p> <p>②広報等による紙媒体の周知効果が低い</p> <p><背景></p> <p>①介護に対するイメージが昔のままで、まだまだ自分は元気と思っている高齢者が多いこと、そしてこの事から介護予防について自分にはまだ関係ないとの考え、介護予防等に関する情報に関心が低い</p> <p>②読み書きが苦手という高齢者には、紙媒体でのチラシ配布などではなかなか読んでもらえない。</p>	<p>①介護予防に関する情報に関心をもらえる意識付けを図る。</p> <p>②各種サロン等で直接口頭で事業の周知を行う</p>	<p>①社協各支所で実施しているサロン等の場を活用し、積極的に介護予防に関する出前講座を開催することで、介護予防の重要性について学ぶ場を設ける。</p> <p>②老人クラブや高齢者大学、地域の自主活動や地域サロンなど様々な場を利用して、直接各事業の参加者に健康づくり教室の周知を行う。</p> <p>③実態把握を行う際に、対象者へ介護予防に資するパンフレット等を配布し周知を行う。</p> <p>○広報紙、パンフレットの配布(随時)</p> <p>○出前講座の開催(随時)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・パンフレットの配布回数と対象者 ・出前講座、講師派遣回数と対象者

包括的支援事業

1. 総合相談支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第1号

【目的】地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行うことを目的とする。

【重点事項】支援が必要な高齢者を早期発見し、適切な支援を行うために、気になる高齢者に気付く視点や地域包括支援センターの役割について普及啓発を行い、地域包括支援ネットワークの構築を強化する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
地域包括支援 ネットワーク構築	<p><課題> ①保健・医療・福祉等関係機関以外との連携の構築を図る。</p> <p><背景> ①町会や民生委員、行政、医療機関、介護保険事業所等関係機関との連携は構築できているが、警察や商工会等と事業等で連携する機会が無く、関係が構築されにくい。</p>	<p>①既に関係が構築されている関係機関以外との連携の構築に努める。</p> <p>②連携を構築できていない医療機関との関係構築を図る。</p>	<p>①支援ケースによって介入を要する関係機関に積極的に協力を依頼すると共に、警察や消防等については、定例開催している保健医療福祉連携会議への参加依頼も行うことで、連携の必要性を理解してもらう。</p> <p>②地域での見守り支援が必要なケースについては、町会や民生委員だけではなく、必要に応じて商工会にも協力を依頼し、商店等も活用する。</p> <p>③医療機関等へ、包括支援センターの役割の周知を継続的に行い、ネットワーク構築の必要性について理解を得る。</p> <p>④商工会に見守り等のチラシを持参し、地域住民と日常的に接する商店に配布し包括支援センターの周知を依頼する。</p> <p>○保健医療福祉連携会議の開催(各圏域毎定例開催)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク構築数 ・ネットワーク構築機関
実態把握	<p><課題> ①旧町村圏域毎に地域特性があり、住民のニーズにも多少違いが見られるため、それぞれの圏域の実態を把握する必要がある。</p> <p><背景> ①長年旧町村毎の日常生活圏域で生活を送ってきた歴史があるため、旧町村圏域毎に、町会等住民団体の組織力や福祉サービスに関するニーズに多少の違いがある。</p>	<p><計画数値> ・利用者基本情報作成数 【 550 件】</p> <p>①圏域毎の高齢者のニーズを把握することで、より適切なサービスの提供や相談支援に努める。</p> <p>②実態把握件数の増加に努める。</p>	<p>①利用者基本情報の作成をおし、個別に高齢者の生活状況や福祉ニーズを把握することで、それぞれの圏域の特性を把握し、事業実施等の基礎資料として役立てるため、計画数値の達成を目標として実態把握を実施する。</p> <p>②過去の高齢者のみ世帯を対象とした見守りネットワーク事業の名簿を活用し、実態把握を効果的に実施する。</p> <p>③電話で相談を受け付けた場合も、了解を得た上で対象者宅を訪問し実態把握を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者基本情報作成数と計画数値に対する達成率 ・利用者基本情報作成の内訳と地域支援事業分の計画数値に対する達成率 ・実態把握率

1. 総合相談支援業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
総合相談	<p><課題></p> <p>①多様な内容の相談に円滑に対応できるようにする。</p> <p>②センター本体の他、ランチについても相談窓口としての機能の周知を図る。</p> <p><背景></p> <p>①制度改正や多岐にわたる相談へ対応するため、継続的に職員の技能向上を図る必要がある。</p> <p>②包括支援センターおよびランチについてより一層の相談窓口の役割の周知を図る。</p>	<p>①多様な相談への円滑な対応を行い、適切に対応する。</p> <p>②地域包括支援センターおよびランチの相談窓口としての機能周知を図る</p>	<p>①職員の技能向上を図るため、各種研修会等に積極的に参加する。</p> <p>②保健医療関係は保健師、介護保険関係は主任介護支援専門員等、相談内容に応じて専門職が対応し、よりの確な相談対応を行う事ができるよう対応する。</p> <p>③夜間や休日等営業時間外の相談についても受付体制を整え、翌営業日に円滑に対応できる体制とする。</p> <p>④民生委員や町内会等各種関係組織に対して、繰り返し包括支援センターやランチについての役割を周知する。</p> <p>⑤ランチ職員の対応ケースについて、必要に応じてセンター職員が助言や同行等を行うなど相互の連携を維持する。</p> <p>⑥相談内容、相談経路等を分析し、地域の課題を把握する。</p>	<p>・相談対応件数(実・延)</p> <p>・相談形態内訳</p> <p>・相談者の続柄内訳</p> <p>・相談内容内訳</p> <p>・各種研修会参加回数</p>
保健福祉サービス等の利用調整	<p><課題></p> <p>①保健福祉サービスの円滑な利用支援を行う。</p> <p><背景></p> <p>①保健福祉サービス等について代理申請時に利用者の立場に立って対応すると共に、他のサービスを複合的に利用する必要があるか留意して対応する。</p>	<p>①保健福祉サービスの申請対応について適切かつ効果的に対応する。</p>	<p>①社協各支所事業との連携はもとより、各団体への出前講座開催時等にサービスの周知を図ることで、効果的に保健福祉サービスの利用が必要と思われるケースの把握、および対応を行う。</p> <p>②保健福祉サービス等利用者のモニタリングを行う事で、サービスの利用状況の把握を行う。</p>	<p>・利用調整件数</p> <p>・モニタリング実施数(率)</p> <p>・出前講座の開催回数</p> <p>・パンフレットの配布回数</p>
住民に対する広報・啓発活動	<p><課題></p> <p>①総合的な相談受付先である「高齢者あんしん相談窓口」であることについて住民への周知が不十分である。</p> <p>②広報等による紙媒体の周知効果が低い</p> <p><背景></p> <p>①地域的に「何かあれば役場や社協に相談する」と住民に意識付けられている。</p> <p>②読み書きが苦手という高齢者には、紙媒体でのチラシ配布などではなかなか読んでもらえない。</p>	<p>①社会福祉協議会の基盤を活用し地域包括支援センターの周知を図る。</p> <p>②各種サロン等で直接口頭で総合相談支援業務の周知を行う</p> <p>③気になる高齢者に気づく視点についての周知を行う</p>	<p>①社協各支所で実施している地域福祉事業やサロン等の場をはじめ、町内会や民生児童委員会定例会等の場を活用し、効果的に「高齢者あんしん相談窓口としての地域包括支援センターの役割を周知する。</p> <p>②老人クラブや高齢者大学、地域の自主活動や地域サロンなど様々な場を利用して、直接各事業の参加者に在宅高齢者等サービスや総合相談業務に関する周知を行う。</p> <p>③広報紙を作成し各種事業で配布する。</p> <p>○広報・啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の発行(年1回) ・社協だよりへの記事掲載(年2回) ・出前講座(随時) ・認知症サポーター養成講座(年1回以上) 	<p>・広報紙発行回数</p> <p>・出前講座や講師派遣の回数と対象者</p>

包括的支援事業

2. 権利擁護業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第2号

【目的】地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うことを目的とする。

【重点事項】高齢者虐待の早期発見のため、個々のケース支援を通じて、医療機関との連携を強化する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
権利擁護相談 (高齢者虐待・困難事例への対応、成年後見制度の利用促進・消費者被害の防止に関する対応)	<p><課題></p> <p>①権利擁護相談、高齢者虐待相談への対応事例が限られている。</p> <p><背景></p> <p>①地域特性的に、昔ながらの自助互助のコミュニティが構築されており、多少の問題であれば公的機関の介入無く対応する地域力があると思われる。</p>	<p>①高齢者虐待や困難事例などに至らない軽微な事例であっても、気軽に相談先として地域包括支援センターを活用して頂けるようにする。</p> <p>②今後圏域内で少子高齢化が急速に進行する事に起因し、地域力の低下が予想されるので、相談があった場合は適切に対応できるよう職員の資質の向上に努める。</p>	<p>①社協各支所事業との連携はもとより、老人クラブや町内会、民生児童委員など各関係団体へ、権利擁護業務に関する出前講座を開催することで、権利擁護に関する相談窓口としての周知を図り、軽微な事例であっても気軽に相談しても構わないという意識付けを図る。</p> <p>②高齢者虐待ケースへの対応の際は、市が作成した虐待対応支援マニュアルを活用し、包括職員はもとより地域によってはランチ職員とも連携し対応できる体制を維持する。</p>	<p>○権利擁護相談対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応件数 ・対応事案内訳 ・相談・通報者内訳 <p>○高齢者虐待対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通報件数 ・通報者内訳 ・虐待実件数 ・虐待対応件数(実・延) ・終結件数(率)
高齢者虐待対応における医療機関とのネットワーク構築	<p><課題></p> <p>①地域的に、各圏域に医療機関が概ね1箇所ずつ運営されている状況のため、その医療機関との連携が円滑でなければ、虐待対応時の円滑な連携に支障が出る状況。</p> <p><背景></p> <p>①医療機関との連携がなされていない圏域内での医療ニーズの高いケースについて支援体制に支障がある。</p>	<p>①連携を構築できていない医療機関との関係構築を図る。</p>	<p>①医療機関等へ、包括支援センターの役割の周知を継続的に行い、ネットワーク構築の必要性について理解を得る。</p> <p>②既にネットワークの構築がなされている他の圏域の医療機関について、保健医療福祉連携会議等の開催を通して、より緊密な関係を維持する。</p> <p>③社会福祉士部会で作成する相談シートを活用し、医療機関との円滑な連携の強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケース連携数 ・ネットワーク構築数 ・ネットワーク構築機関 ・高齢者虐待通報者内訳

2. 権利擁護業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
権利擁護業務に関するネットワーク構築	<p><課題> ①権利擁護業務の相談実績が多いため、相談受付時に即時対応できるよう常に連携体制の維持を要する。</p> <p><背景> ①圏域的に権利擁護業務の相談実績は多くないが、相談を受け付けた際に常に適切な対応を行うことができるよう、関係機関との連携体制を維持しておく必要がある。</p>	<p>①権利擁護業務に関するネットワークの維持構築を図り、相談受付時に円滑かつ適切に対応できるような体制を整える。</p>	<p>①圏域外の関係機関との連携体制の構築のため、担当職員について外部主催研修会等へ参加する。 ②圏域内の連携体制の維持および質の向上のため、民生員をはじめ行政や医療機関、介護保険事業所等との連携を図る。 ③年1回保健医療福祉連携会議の場を活用し、権利擁護に関する研修会や事例検討会を開催する。</p> <p>○研修会等の開催および参加 ・成年後見制度等に関する研修会への参加(随時) ・困難事例に関する研修会(年1回) ・高齢者虐待に関する研修会(年1回)</p>	<p>○権利擁護業務 ・成年後見制度や消費者被害に関する研修会や事例検討会への参加、開催回数 ・困難事例に関する研修会や事例検討会の開催回数 ○高齢者虐待 ・研修会や事例検討会の開催回数と参加機関数(実・延)</p>
センター内スキルアップ対策	<p><課題> ①各配置基準職種1名ずつの配置のため、自主的なスキルアップが必須となる。</p> <p><背景> ①社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の配置基準職種が各1名のため、同一職種間での連携やスキルアップができないため、積極的に外部研修等に参加することで、職員の資質向上を図る必要がある。</p>	<p>①自センター内での研修の実施のほか、外部研修等についても積極的に参加し、職員個々の資質向上に努める。</p>	<p>①専門職として適切かつ効果的な支援を行うことができるよう、各種団体が開催する研修会等に参加し資質の向上を図る。 ②外部研修に参加した場合は、学んだ内容についてセンター内で伝達研修を実施することで共有し、各職種とも常に同じレベルで業務に対応できるよう努める。</p> <p>○研修会等の開催および参加 ・外部主催研修等への参加(随時) ・事業所内での事例検討、伝達研修等の実施(随時)</p>	<p>・センター内における研修会、事例検討会の開催回数と参加人数 ・センター外における研修会、事例検討会の参加回数と参加人数</p>
住民等に対する広報・啓発活動	<p><課題> ①権利擁護業務について、住民が身近な事例として理解できるよう工夫して広報啓発を行う必要がある。</p> <p><背景> ①日々の生活に関わる消費者被害のほか、比較的イメージしにくい、高齢者虐待や成年後見制度等については、住民に身近な事例をまじえて効果的に広報啓発を行う必要がある。</p>	<p>①比較的イメージのしにくい、高齢者虐待や成年後見制度について、わかりやすい視点での広報啓発活動を実施する。 ②消費者被害について、金融機関や商店等の啓発も重要となるため、商工会との連携を図る。</p>	<p>①市民後見センターや圏域内の警察等からの情報に基づき、より身近な視点から出前講座等を実施し、わかりやすい啓発活動に努める。 ②消費者被害の未然防止のため、老人クラブや町内会等への出前講座の実施のほか、渡島東商工会との連携を図り、パンフレット等の情報提供や、要請があれば出前講座等の開催を行う。 ③包括支援センターの権利擁護業務について周知を図ることで、圏域内で該当ケースがあれば円滑に相談に繋がるように努める。</p> <p>○広報・啓発活動 ・広報紙、パンフレットの配布(随時) ・出前講座、外部主催研修等への講師派遣(随時)</p>	<p>○高齢者虐待 ・広報紙、パンフレット配布回数 ・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象 ○成年後見制度・消費者被害 ・広報紙、パンフレット配布回数 ・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象</p>

包括的支援事業

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第3号

【目的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携することにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行うことを目的とする。

【重点事項】地域包括ケアシステムの構築を意識し、多職種の参加や圏域内の主任介護支援専門員と連携して、ケアプラン指導研修を開催する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
包括的・継続的 ケアマネジメント体制 の構築	<p><課題> ①小規模事業所のための、介護支援専門員相互の連携や協力等に支障がある。</p> <p><背景> ①圏域内における居宅介護支援事業所が戸井0箇所、恵山1箇所、楳法華1箇所、南茅部1箇所、小規模多機能居宅介護事業所は戸井2箇所、恵山1箇所、南茅部1箇所となっており、それぞれ配置されている介護支援専門員は1人もしくは2人と小規模なことから、介護支援専門員の連携や協力、相談が難しい。</p>	<p><計画数値> ・ケアプラン指導研修 【 3 回】</p> <p>①包括的継続的な支援を行う際には、インフォーマル資源の発掘や情報提供、関係制度についての情報提供、サービス事業所や医療機関との連携を図る。</p>	<p>①介護支援専門員相互の連携や協力・相談ができるようケアプラン指導研修や地域ケア会議及び各地域における保健医療福祉連携会議の開催等を通じて関係機関との連携を構築し地域の連携協力体制を推進する。</p> <p>○ケアプラン指導研修 ・全包括合同開催(年2回) 1回目 8月20日 内容:利用者家族との関わり方 講師:五十嵐 敦 氏 2回目 11月予定 内容:家族支援について 講師:木村 晃子 氏</p> <p>・圏域内開催(年1回) 開催時期 3月予定 内容:未定</p>	<p>・ケアプラン指導研修開催回数 (多職種、主任CM連携) ・参加数(率)</p>
介護支援専門員に 対する個別支援	<p><課題> ①地域の介護支援専門員より包括支援センターを利用して協働で問題解決したいといった相談件数が少ない。</p> <p><背景> ①圏域内における居宅介護支援事業所が戸井0箇所、恵山1箇所、楳法華1箇所、南茅部1箇所、小規模多機能居宅介護事業所は戸井2箇所、恵山1箇所、南茅部1箇所となっており、それぞれ配置されている介護支援専門員は1人もしくは2人と小規模なことから、介護支援専門員の連携や協力、相談が難しい。</p>	<p>①困難ケースへの同行訪問や助言、関係者の顔が見える関係づくりを行う。</p>	<p>①ケースに同行訪問し助言や関係者間での顔の見える関係づくりを行う。日頃から関係づくりを意識して事業所に出向くことやカンファレンスなどへの参加・情報交換など心がける。相談対応ではタイムリーな関わりや傾聴姿勢にて対応し、包括的継続的な支援を行う際にはインフォーマル資源の発掘や関係制度についての情報提供を行い、サービス事業所や医療機関などとの連携を図る。</p>	<p>・個別支援数 ・終結数(率)</p>

包括的支援事業

4. 介護予防ケアマネジメント業務

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第2号

【目的】二次予防事業対象者が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう支援を行うことを目的とする。

【重点事項】平成29年度からの介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施に向けた体制整備を行う。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
介護予防 ケアマネジメント	<p><課題></p> <p>① 少子高齢化に伴い生活支援の担い手確保が困難な状況。</p> <p>② 少子化と核家族化の進展により、世代間の交流機会が減少し他の世代との関係が希薄化している。</p> <p>③ 介護予防をはじめ自己の健康管理等に対する意識が低い。</p> <p><背景></p> <p>① 東部圏域では既に高齢化率が40%を超えており、今後も人口減少と少子高齢化が急速に進行することが予測される。このため、独居や高齢者世帯が増加し家族介護力の低下はもとより、地域活動への支障が予測される。</p> <p>② 平成16年の合併時に約1,950名ほどいた年少人口が現在は約900名まで急速に減少しており、高齢者が他の世代と交流する機会が著しく減少している。このため、他世代も高齢者に関わる機会が少なく、関係が希薄化している。</p> <p>③ 健康診査の受診率が函館市全圏域で一番低いほか、肥満の率も高く、また血圧の有所見者も他の圏域に比べ非常に高い状況のため、高齢者はもとより地域住民への介護予防の重要性について周知啓発し、取り組むことが必要と思われる。</p>	<p>① 二次予防対象者に該当する方を適切なサービスにつなぐ。</p> <p>② 社会資源を活用したケース支援を行う。</p>	<p>① 要支援認定から非該当となった二次予防対象者について、適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。</p> <p>② 介護予防・日常生活支援総合事業の開始にあたり、地域はもとより人的な社会資源の把握に努め、体制整備を行う。</p> <p>③ 老人クラブや地域サロン等の既存の場において、二次予防事業についての周知を図るほか、事業対象者となり得る高齢者の状況確認等や情報収集を行う。</p>	

包括的支援事業

5. 地域ケア会議推進事業

【根拠法令】介護保険法115条の48

【目的】高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を目的とする。

【重点事項】圏域内の地域課題を明らかにし、把握された地域課題の解決策の検討を行うとともに、全市的な取り組みが必要な課題については「函館市地域ケア全体会議」において、新たな仕組みづくりや政策形成へつなげる。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
個別ケースの検討を行う地域ケア会議	<p><課題> ①地域によって検討を要するケースの状況に差がある。</p> <p><背景> ①旧町村圏域毎に地域特性や地域力が異なるため、個別の検討を要するケースについての状況に差がある。</p>	<p><計画数値> ・開催回数 【 3 回】</p> <p>①個別ケースの検討と分析を積み重ねることで、地域に共通する課題の明確化を図る。</p> <p>②介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。</p>	<p>①各圏域内で定例開催している保健医療福祉連携会議や、圏域内の居宅介護事業所職員等から、検討ケースが出された場合、必要な関係機関職員の出席のもと、多角的に課題解決のための検討を行う。</p> <p>②課題解決のプロセスを通して、参加した介護支援専門員が自立支援に資するケアマネジメント等の質の向上を図ることができるよう支援する。</p> <p>○個別ケースの検討を行う地域ケア会議 ・年3回開催(ケース相談に応じて随時) ・ケース担当介護支援専門員のフォロー(随時) ※必要に応じて自立支援ケア会議の開催も検討する</p>	<p>・開催回数と開催達成率</p> <p>・参集者</p>
地域課題の検討を行う地域ケア会議	<p><課題> ①旧町村圏域毎に、それぞれ異なる地域特性がある。</p> <p><背景> ①旧町村圏域毎に、それぞれ地域の特性や関係機関との連携状況が異なるため、それぞれの地域の実情に合わせて効果的に開催する必要がある。</p>	<p><計画数値> ・開催回数 【 2 回】</p> <p>①各圏域毎の地域課題を取り纏め、急速に進展している少子高齢の地域であっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を送ることができるよう、課題の抽出と解決策の検討を行う。</p>	<p>①各圏域内で定例開催している保健医療福祉連携会議で、各専門職から出される事例を通し、地域内で必要な課題の抽出を行う。</p> <p>②各圏域の老人クラブ、民生委員、町内会等関係者から、当事者としての視点で提起された課題について、地域内でどの様に解決できるか検討し、必要な地域資源開発にもつなげる。</p> <p>○地域課題の検討を行う地域ケア会議 ・年2回開催(2圏域で各1回開催) ※戸井圏域、南茅部圏域で開催予定</p>	<p>・開催数と開催達成率</p> <p>・参集者</p>
住民に対する広報・啓発活動	<p><課題> ①広報等による紙媒体の周知効果が低い</p> <p><背景> ①読み書きが苦手という高齢者には、紙媒体のチラシ配布などではなかなか読んでもらえない。</p>	<p>①社協各支所での事業実施時や関係機関等の開催する会議の場を活用し周知を図る。</p>	<p>①社協各支所事業と連携して講師派遣を行うほか、民生委員各方面定例会等の場を活用し、啓発活動に努める。</p> <p>○広報・啓発活動 ・広報紙、パンフレットの配布(随時) ・出前講座、外部主催研修等への講師派遣(随時)</p>	<p>・広報紙・パンフレット配布回数と対象</p>

任意事業

1. 家族介護支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第2号

【目的】要介護高齢者を介護する者やそれを支える地域住民に対し、適切な介護知識や技術の指導・助言、介護者同士の交流等を行い、介護者を支援することを目的とする。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
家族介護教室	<p><課題></p> <p>①現役で就労している世代で、介護に関する関心が希薄である。</p> <p>②高齢単身世帯や高齢者のみ世帯が増加しており、家族間の介護力が低下している。</p> <p><背景></p> <p>①地域的に漁業に就労している住民が多く、生涯現役という考えの方が多いため、実際に家族等が介護を要する状況とならなければ、身近な問題として捕らえない。</p> <p>②少子高齢化が急速に進行し、同時に世帯の構成員が高齢者のみとなっているケースが増えているため、世帯内はもとより地域全体で介護者を育成する必要がある。</p>	<p><計画数値></p> <p>・開催回数 【 2 回】</p> <p>①家族介護に関心が薄い層にも参加してもらえるよう、教室内容を工夫して開催する。</p> <p>②家族介護教室の他にも、認知症や介護技術を学ぶ場を設け、地域全体で介護を要する方を支援できるまちづくりを目指す。</p>	<p>①介護技術のみでは無く、介護用品販売事業者の協力を得て、実際に介護用品等を手にとって試用できる機会を設けて教室を開催する。</p> <p>②作業療法士等に講師に依頼して、介護者の負担軽減に資する動きを学ぶほかに、日常の生活で役立つ介護予防体操を指導するなど、興味を持ちやすい内容も織り込んで教室を開催する。</p> <p>③担当圏域内の町内会等の住民団体や当事者団体はもとより、高齢者に関わることが多い商店等の参加を得るために商工会を活用し、認知症サポーター養成講座の開催を提案する。</p> <p>○家族介護教室 ・年2回実施(2圏域で各1回開催) ※戸井圏域、恵山圏域で開催予定</p> <p>○認知症サポーター養成講座 ・依頼に基づき開催(年1回以上)</p>	<p>・開催回数</p> <p>・参加者数</p>
住民に対する 広報・啓発活動	<p><課題></p> <p>①家族介護支援に関する事業開催時、各圏域とも参加者層が固定化されてきている。</p> <p><背景></p> <p>①地域的に高齢となっても漁業等で就労している住民が多く、現に介護を要する家族などが身近にいないければ、家族介護等については自身にも関係する身近なことであるという考えに至らない。</p>	<p>①家族介護教室はもとより、各種保健福祉サービス、介護保険サービスについて、老人クラブや介護者のみではなく、ボランティア団体や町内会等、様々な団体に情報提供を行うことで周知を図る。</p>	<p>①社協各支所の地域福祉事業開催時や、担当圏域内の町内会やボランティア団体を対象に、幅広い年齢層に出前講座の開催や、パンフレットの配布などを通して、介護技術や介護用品等の介護知識の周知を図る。</p> <p>・広報紙、パンフレットの配布(随時)</p> <p>・出前講座、外部主催研修等への講師派遣(随時)</p>	<p>・広報紙・パンフレット配布回数と対象</p>

任意事業

2. 住宅改修支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第3号

【目的】高齢者向けに居宅等の改良を行おうとする者に対して、住宅改修に関する相談、助言等を行い、高齢者の在宅生活を支援することを目的とする。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
住宅改修支援	<p><課題></p> <p>①住宅改修を要する状態となった際に、担当介護支援専門員がいない場合、スムーズに必要な支援につながらない場合がある。</p> <p><背景></p> <p>①担当介護支援専門員がいない要支援者及び要介護者の場合、専門的な視点を要する住宅改修支給申請の適切な支援にスムーズにつながらない。</p>	<p>①担当介護支援専門員がいない要支援者及び要介護者からの住宅改修支援に関する相談があった場合、適切な支援に向け円滑な対応を行う。</p>	<p>①住宅改修を希望する対象者に対し、適切な住宅改修支援を実施するため、実態把握とアセスメントを行う。</p> <p>②必要に応じ住宅改修事業者はもとより、対象者が作業療法士や理学療法士等の支援を受けている場合、それら専門職との連携調整を図り、必要な支援を行う。</p> <p>○住宅改修支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理由書の作成(随時) ・関係する専門職種との連携(随時) 	
住民に対する 広報・啓発活動	<p><課題></p> <p>①住宅改修を希望する場合どこに相談すると良いかについて、広く住民に周知する。</p> <p><背景></p> <p>①担当介護支援専門員がいない要支援者及び要介護者であっても、地域包括支援センターにおいて適切に住宅改修支援を受けることができるよう継続的に周知する必要がある。</p>	<p>①地域包括支援センターにおいて、担当介護支援専門員がいない要支援者及び要介護者の住宅改修支援に関する相談を受け付けていることについての周知を行う。</p>	<p>①老人クラブや高齢者大学などのほか、社協各支所で実施しているサロン等の場を活用し、積極的かつ効果的に住宅改修支援業務に関するパンフレットを配布するほか、広報紙への記事掲載等を通じた周知を行う。</p> <p>○広報紙、パンフレットの配布(随時)</p> <p>○出前講座の開催(随時)</p>	<p>・広報紙・パンフレット配布回数と対象</p>